

# JIS

## 口出用ゴム絶縁電線

JIS C 3315 : 2000

(JCMA)

(2006 確認)

平成 12 年 12 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本電線工業会(JCMA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS C 3315 : 1993は改正され、この規格に置き換えられる。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。通商産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願などの知的財産権にかかわる確認については、責任はもたない。

---

主 務 大 臣：通商産業大臣      制定：昭和 42. 4. 1      改正：平成 12. 12. 20

官 報 公 示：平成 12. 12. 20

原 案 作 成 者：社団法人 日本電線工業会（〒104-0045 東京都中央区築地1丁目12-22  
コンワビル：TEL.03-3542-6035）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電気部会（部会長 小田 哲治）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は工業技術院標準部標準業務課 情報電気標準化推進室 [〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1：TEL.03-3501-1511（代表）] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 口出用ゴム絶縁電線

C 3315 : 2000

## Rubber insulated lead wires for electric machinery and apparatus

1. 適用範囲 この規格は、主として発電機、電動機及びその他の電気機器などの口出しに用いる口出用ゴム絶縁電線（以下、口出線という。）について規定する。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 3005 ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法

JIS C 3102 電気用軟銅線

JIS C 3152 すずめっき軟銅線

3. 種類及び記号 種類及び記号は、表1による。

表1 種類及び記号

種類	記号 <sup>(1)</sup>
口出用 600 V 天然ゴム絶縁クロロブレンシース電線	600 V LRN
口出用 600 V クロロブレン絶縁電線	600 V LN
口出用 600 V クロロスルホン化ポリエチレン絶縁電線	600 V LHH
口出用 600 V EPゴム絶縁電線	600 V LP
口出用3300 V EPゴム絶縁電線	3 300 V LP
口出用6600 V EPゴム絶縁電線	6 600 V LP
口出用 600 V EPゴム絶縁クロロブレンシース電線	600 V LPN
口出用3300 V EPゴム絶縁クロロブレンシース電線	3 300 V LPN
口出用6600 V EPゴム絶縁クロロブレンシース電線	6 600 V LPN
口出用3300 V EPゴム絶縁クロロスルホン化ポリエチレンシース電線	3 300 V LPH
口出用6600 V EPゴム絶縁クロロスルホン化ポリエチレンシース電線	6 600 V LPH
口出用 600 V けい素ゴム絶縁ガラス編組電線	600 V LKGB
口出用3300 V けい素ゴム絶縁ガラス編組電線	3 300 V LKGB
口出用6600 V けい素ゴム絶縁ガラス編組電線	6 600 V LKGB
口出用 600 V けい素ゴム絶縁電線	600 V LK
口出用3300 V けい素ゴム絶縁電線	3 300 V LK
口出用6600 V けい素ゴム絶縁電線	6 600 V LK

注<sup>(1)</sup> 記号の意味は、次による。

L：口出線

R：天然ゴム

H, HH：クロロスルホン化ポリエチレン

K：けい素ゴム

N：クロロブレン

P：EPゴム

GB：ガラス繊維